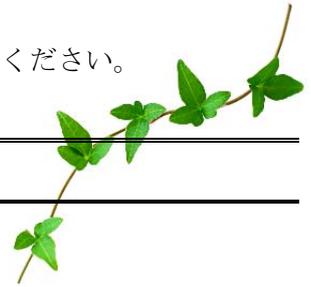




生垣の緑は街に彩りを添え、人に潤いや安らぎを与えます。

植物は暑さをやわらげ、空気の浄化、騒音の減少により、快適な空間を作ります。
また災害時においては、ブロック塀などに比べて倒壊の恐れが少なく、火事の延焼を防ぎます。
害虫や病気に強く、ゆっくり成長する樹木を選べば、お手入れも楽しくできると思います。

生垣設置の補助金制度を設けている自治体もありますので、ご利用ください。



福島市生垣設置事業補助金交付制度

補助金が受けられるかた

- 福島市に住んでいるかた。または今後転入し住む予定のかた。(アパート、賃貸住宅は除く)
- 新しく生垣を設置、またはブロック塀を撤去して生垣を設置するかた。
- 4月から12月末までに申請し、翌年3月10日までに工事を完了できるかた。

※事前に着手すると、補助の対象になりません。

- 補助金交付決定通知を受けてから、工事をおこなってください。
- 過去にこの制度、または類似する制度の補助金を受けていないかた。
- 生垣を作った後、5年以上健全に管理し育成できるかた。

補助の対象となる生垣の要件

- 申請者個人が住む(または住む予定の)、宅地の周囲につくること。
- 一般のかたが使用する公の道路(私道を含む)に接する部分の延長が3m以上あること。
- 高さが60cm以上ある苗木を、生垣の延長1mにつき2本以上植栽すること。
- 生垣の基礎が、敷地面から60cmを超えないこと。
- 赤星病の原因となるビャクシン類を植えないこと。

※生垣の外側にフェンスを設置したい場合は、事前に相談してください。

補助額

		1m当たりの補助金	最高限度額
新規に生垣設置		5,000円	100,000円
危険なブロック塀等を撤去して生垣設置	生垣設置	5,000円	100,000円
	塀の撤去	3,500円	70,000円